鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会（令和６年度特定健診受診率向上支援事

業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会）運営要綱

（設置）

第１条　鳥取県附属機関条例（平成２５年鳥取県条例第５３号）第２条第１項の規定に基づき設置された鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会に、令和６年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

（組織）

第２条　審査会は、委員５名（市町村国民健康保険委員２名、被用者保険委員１名、後期高齢者医療委員１名、検診機関委員１名）をもって組織する。

（調査審議する事項）

第３条　審査会は、県が発注する令和６年度特定健診受診率向上支援事業に係る委託業務について地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７の２第１項第２号の規定による随意契約の締結のため公募等により契約の相手方を選定する場合における当該相手方の選定に関する事項の調査審議を行う。

（委員）

第４条　委員は、その審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、鳥取県知事が任命する。

２　委員の任期は、任命した日から令和６年４月３０日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第５条　審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は、次条の庶務を行う所属の長が招集する。

２　審査会の会議は、非公開とする。

３　審査会は、委員の３分の２以上が出席しなければ会議をひらくことができない。

４　審査会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　審査会の庶務は、鳥取県福祉保健部健康医療局医療・保険課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要綱は、令和６年２月　日から施行する。